

報告第12号

専決処分の報告について（第9号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年8月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 


提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決処分書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月3日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年7月11日 午後2時30分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市絹の台四丁目4番地  
アイミッションズパーク守谷 駐車場
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 公用車を駐車し、車外へ出ようと運転席ドアを開けた際に相手車両の助手席ドアに接触し、損傷を与えた。
- 5 損害賠償額 114,312円
- 6 市の過失割合 100%